



鳥取県公報

平成 25 年 11 月 26 日(火)
号外第 1 2 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (78) (企業局経営企画課) 3
	鳥取県家畜保健衛生所の手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則 (79) (畜産課) 4

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県家畜保健衛生所の手数料の減免に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

手数料の減免の対象の見直しを行う。

2 規則の概要

- (1) 独立行政法人家畜改良センターに対する手数料の減免を廃止する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

規 則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第78号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年鳥取県条例第48号）中第4条第2項の表の改正規定（企業局東部事務所太陽光発電所の項を加える部分に限る。）の施行期日は、平成25年12月2日とする。

鳥取県家畜保健衛生所の手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第79号

鳥取県家畜保健衛生所の手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県家畜保健衛生所の手数料の減免に関する規則（平成12年鳥取県規則第98号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料の減免) 第2条 条例第4条の手数料の減免は、 <u>国又は地方公共</u> <u>団体が畜産の振興を図るための事業を実施する場</u> <u>合</u> に行うものとする。 2 略	(手数料の減免) 第2条 条例第4条の手数料の減免は、 <u>国、地方公共</u> <u>団体又は独立行政法人家畜改良センター</u> に対して行 うものとする。 2 略

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。